

高萩・北茨城広域事務組合の議会議員、監査委員及び公平委員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和59年6月15日

条例第4号

改正 昭和60年3月9日条例第3号

平成15年3月24日条例第1号

平成19年4月1日条例第2号

令和元年10月9日条例第33号

(報酬)

第1条 議会の議長、副議長、議員、監査委員及び公平委員の報酬は、別表のとおりとする。ただし、支給に関し必要な事項は、北茨城市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年北茨城市条例第59号）を準用する。

(費用弁償)

第2条 議長、副議長、議員、監査委員及び公平委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、北茨城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年北茨城市条例第19号。以下「条例」という。）を準用し、旅費の額は、別表に掲げる職に相当する額を支給する。

(期末手当)

第3条 議長、副議長及び議員に期末手当を支給する。

2 期末手当の額及び支給方法等は、条例の適用を受ける市長等の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。

付 則（昭和60年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

職 名	報 酬		旅 費
	月 額	日 額	
議 長	10,000円		市 長
副 議 長	9,500円		副市長
議 員	9,000円		副市長
監査委員		4,800円	副市長
公平委員		5,200円	副市長